

# 建設工事に係る業務委託における最低制限価格の算定方法の改定

当町では、建設工事に係る業務委託の最低制限価格の算定方法を最新の国における改正内容に準じて改定します。

## 1. 改定内容

- (1) 建設コンサルタント業務について、諸経費の算入率を「10分の4.8」から「10分の5」とし、最低制限価格の範囲の上限を「10分の8」から「10分の8.1」とする。
- (2) 補償コンサルタント業務について、諸経費の算入率を「10分の4.5」から「10分の5」とし、最低制限価格の範囲の上限を「10分の8」から「10分の8.1」とする。
- (3) 測量業務について、諸経費の算入率を「10分の4.8」から「10分の5」とする。
- (4) 地質調査業務について、諸経費の算入率を「10分の4.8」から「10分の5」とする。

## 2. 最低制限価格の算定方法（赤字表記の下線部は、今回改定した箇所を示す。）

### (1) 建設コンサルタント業務（水道施設及び下水道施設を含む。）

算定式：(直接人件費+直接経費+その他原価×0.9+一般管理費等×0.5)

範囲：予定価格の60%～81%

### (2) 建築（設備）設計業務

算定式：(直接人件費+特別経費+技術料等経費×0.6+諸経費×0.6)

範囲：予定価格の60%～80%

### (3) 補償コンサルタント業務

算定式：(直接人件費+直接経費+その他原価×0.9+一般管理費等×0.5)

範囲：予定価格の60%～81%

### (4) 測量業務

算定式：(直接測量費+測量調査費+諸経費×0.5)

範囲：予定価格の60%～82%

### (5) 地質調査業務

算定式：(直接調査費+間接調査費×0.9+解析等調査業務費×0.8+諸経費×0.5)

範囲：予定価格の2/3～85%

- (6) 上記の(1)～(5)により算出した額において、千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額を以て最低制限価格とする。

## 3. 適用開始時期

令和6年4月10日以降に指名競争入札執行通知を行う「建設工事に係る業務委託」より適用。

## 4. その他

本文中における「最低制限価格」及び「予定価格」については、「消費税及び地方消費税相当額を含まない額」である。